



## 所得税の申告内容に誤りを見つけたら！

確定申告書を提出した後に、計算違い等申告内容の間違いに気が付いた場合は、次の方法で訂正してください。

### 1. 《納める税金が多過ぎた場合や、還付される税金が少な過ぎた場合》

更正の請求という手続ができる場合があります。この手続は、更正する内容を証した書類を添付した更正の請求書を税務署長に提出することにより行います。更正の請求書が提出されると、税務署ではその内容の検討をして、納め過ぎの税金がある等と認めた場合には、減額更正(更正の請求をした人にその内容が通知されます。)をして税金を還付することになります。更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から5年以内です。  
→詳しくは税務署へお尋ねください。



### 2. 《納める税金が少な過ぎた場合や、還付される税金が多過ぎた場合》

この場合には、修正申告により誤った内容を訂正します。誤りに気が付いたらできるだけ早く修正申告してください。修正申告をしたり、税務署から申告税額の更正を受けたりすると、新たに納める税金のほかに過少申告加算税(期限後提出の確定申告について修正申告をした場合には、無申告加算税)がかかります。この過少申告加算税の金額は、新たに納めることになった税金の10%相当額です。ただし、新たに納める税金が当初の申告納税額と50万円とのいずれか多い金額を超えている場合、その超えている部分については15%になります。修正申告が税務調査によって更正を受けることを予知してされたものでないときは、過少申告加算税はかかりません。(無申告加算税については税率が軽減されます。)また、確定申告が期限後申告の場合は無申告加算税がかかる場合があります。新たに納める税金は、修正申告書を提出する日が納期限となりますので、その日に納めてください。この場合、納付の日までの延滞税を原則併せて納付する必要があります。  
→詳しくは税務署へお尋ねください。



【みんなのひろば】のコーナーでは会員の皆様の所属している支部の情報、女性部・青年部の活動報告などを毎月掲載致します。その他会員の皆様との情報交換を図るために皆様からの投稿をお待ちしております。ご投稿は、葉書・手紙・FAX・E-mailにてお願い致します。

## 【会費の口座引落について】

当会の会費は下記のスケジュールで引落をさせていただいています。(振替日に引落ができなかった場合は翌月6日に再請求をさせていただきます。)口座の残高をご確認くださいようお願い申し上げます。

基準期間	振替金額	振替日
第1期分(4月~6月分)	6,000円	4月6日(水)
第2期分(7月~9月分)	6,000円	7月6日(水)
第3期分(10月~12月分)	6,000円	10月6日(木)
第4期分(1月~3月分)	6,000円	1月6日(金)

振替日が金融機関の休日にあたる場合は翌営業日となります。



## 当会のホームページで ご自分のお店のPRをしませんか？

オ- I- Ⅸ

「Ota Aoiro Net」(大森青色申告会会員ネット検索ページ)

「OAN」は一般社団法人大森青色申告会正会員の方ならどなたでもご利用できる紹介検索サイトです。写真3枚と紹介文を掲載し自動で地図表示します。他のページをご参考には是非UPLしてください。

お申込みは簡単です。大森青色申告会のホームページにアクセスしていただき、OAN記載登録ページにログイン、登録フォームに従ってご入力いただくだけです。(ご自身で更新や変更もできます。)

URL : <http://www.oomori-airo.org>

平成25年8月から無料で来利用いただけるようになりましたので是非ご利用ください。

## 一般社団法人 大森青色申告会

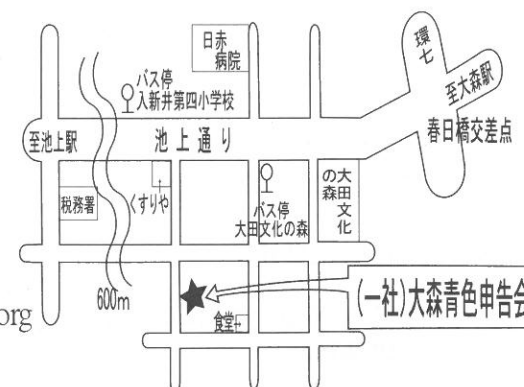
責任者 会長 九頭見義雄  
大田区中央3丁目10-18

TEL : 03 (3771) 8859

FAX : 03 (3773) 6388

URL : <http://www.oomori-airo.org>

Eメール : [airo-o@nifty.com](mailto:airo-o@nifty.com)



## ○■△ 女性部だより ●□▲

清澄庭園でひとときを！

お忙しい毎日の中、たまには若葉に囲まれ、静寂な空気をゆっくりと吸ってみてはいかがでしょうか

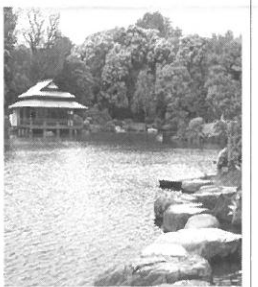
場所 清澄庭園  
江東区清澄二・三丁目  
TEL 03-3641-5892  
集合日時 平成28年5月24日(火) 10:30  
集合場所 都営地下鉄大江戸線  
清澄白河駅改札口外側

会費 1,500円  
ランチ 長寿庵 蕎麦

TEL 03-3642-7559

申込方法 平成28年5月19日(木)迄に女性部役員又は事務局まで  
TEL 03-3771-8859

※ 各自飲み物の用意、歩きやすい服装・履物、  
また、健康保険証等年齢を証明できるものをご持参ください。



無料法律相談日  
五月十三日(金)  
五月二十六日(木)  
無料保険相談日  
五月十九日(木)  
六月二日(木)  
時予約制  
申事  
達務  
順局  
でに  
30申  
分込  
位み

都税事務所からのお知らせ

東京都と都内区市町村からのお知らせです

事業主の皆さま 平成29年度から個人住民税の特別徴収を徹底します！

事業主の皆さまは、特別徴収への自主的な切替えを行うなど、特別徴収の実施に向けてご準備いただきますようお願いいたします。

特別徴収とは？

事業主の方(特別徴収義務者)が従業員の方(納税義務者)に代わり、毎月給与から個人住民税を差し引き、納入していただく制度です。

※従業員が常時10人未満の場合は、従業員のお住まいの区市町村に申請書を提出し承認を受けることで、年12回の納期を年2回にすることができる「納期の特例」の制度があります。

特別徴収義務者となる事業主の方

所得税の源泉徴収義務がある事業主の方は、特別徴収義務者として、個人住民税を特別徴収で納入することが法律で義務付けられています。

特別徴収のメリット

特別徴収にさせていただくと、所得税のように、税額の計算や年末調整をする手間がいりません。

詳しくは、東京都主税局ホームページをご覧ください。

東京都 特別徴収 検索

特別徴収制を徹底する取組に関するお問合せ先  
主税局徴収部個人都民税対策課支援係 03-5388-3046



個人住民税PRキャラクター いぎりん



確定申告が終った！

申告会会員の皆様ご利用できます

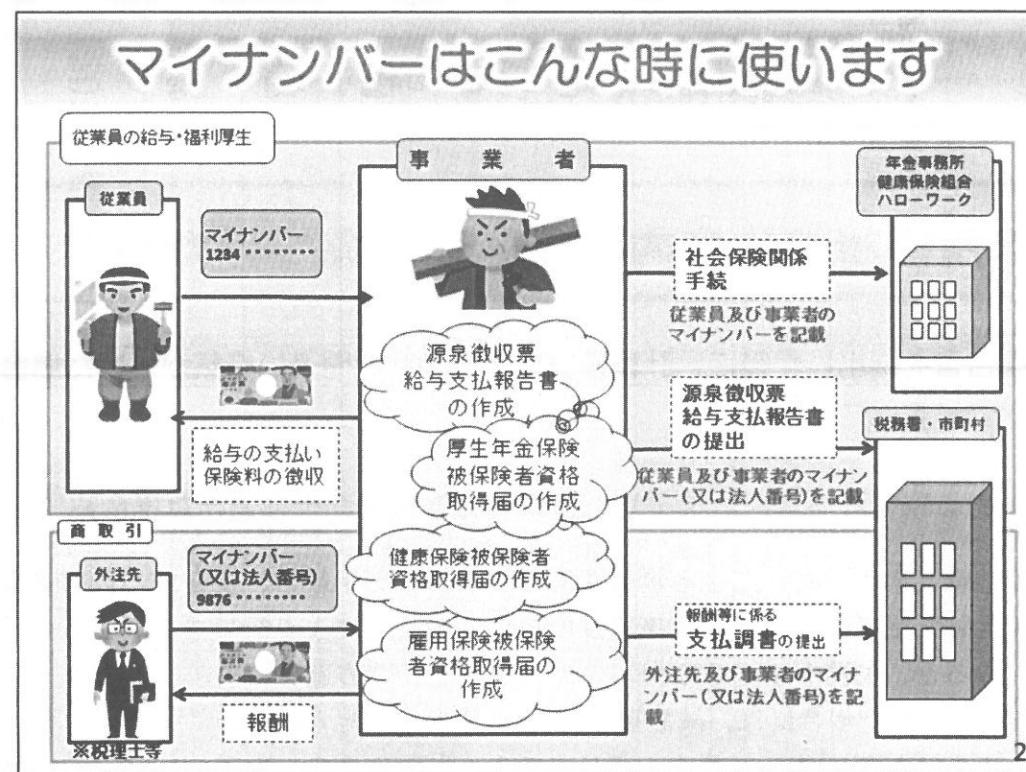
法人会員制ホテル 「ラフォーレ倶楽部」 ご利用案内

ご予約・お問合せ 03-6409-2800 pius.iaforet.co.jp

・営業時間 9:00~17:30 ・インターネット予約の場合利用者登録が必要です。  
・法人会員No.20344(法人パスワード20344cc)

◆マイナンバーについてのお知らせ◆

平成28年1月1日より、番号法に基づくマイナンバー制度(社会保障・税番号制度)が導入されました。会員のみなさまが関連する可能性があるものを、以下の図に掲示しますのでご参考にして下さい。



ポイント！

- ✓ 民間事業者はマイナンバー法で定められた事務のうち、税と社会保険の手続きでマイナンバーを使います
- ✓ 手続きとしては、従業員やその家族のマイナンバーの取得と書類への記載、関係機関への提出が必要です
- ✓ 個人事業主であっても、従業員(パート・アルバイトを含む)を雇用していれば、マイナンバーの取得・保管が必要になります
- ✓ 税の手続きでは謝金の源泉徴収票などの調書の提出のため、従業員以外の外部の方のマイナンバーも取り扱う場合があります
- ✓ 提出先は税務署、市町村、年金事務所、健康保険組合、ハローワークです

◆弥生会計についてのお知らせ◆

やよいの青色申告をお使いの方へ

「やよいの青色申告」が発売されて久しくなって参りました。すでにシリーズを通し20年が過ぎようとしています。パソコンの普及とともにOSが変わってきているため、全てのバージョンへの対応が難しくなっています。当会では、「やよいの青色申告」を推奨していますので指導相談の対応は全てのバージョンで行ってまいります。データ持ちこみによる指導が難しくなっています。会員の皆様には大変恐縮ですが、「やよいの青色申告10」以前のバージョンをご使用の場合には指導予約時にバージョンをお伝えいただくとともに、機会があれば買い替えをお勧めいたします。また、当会のパソコンが64BIT環境のため、バージョンによりインストールができないものもありますので、「やよいの青色申告10」以前のバージョンをご使用の場合には、ノートパソコンをご持参いただいた際の指導への移行をお願いしたいと思っています。ご協力をお願いいたします。